

【月刊】

キャッチピース

116

通巻 193 号
04/05/20

لا الحرب، لا الاحتلال!

No war, no occupation!



Palestinian refugee in Rafah

Hamed Atta, Al-Khaleej 5.16.2004

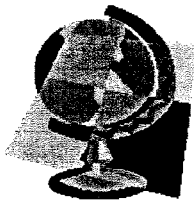
the state of the art US military hardware



ラファ難民キャンプで軍事行動を遂行したイスラエル軍、それをアメリカの最新軍事技術が支える…ワオ!

Edmad Hajjaj, Alquds Alarabi 5.17.2004

アラブの漫画には、いつ見てもはっとさせられる。その諧謔性、批判力、世界の把握、構想力、どこから見ても第一級だ。したたかで、しぶとい。明るさも見失わない。イラクでジャーナリストが殺害されている。ジャーナリストたちは戦争で何を見たのか、何を伝えようとしたのか。情報が隠され、真実が明らかにならないとき、わたしたちができることは何だろうか考える。断片的でバラバラな知識から、大きく世界を再構成する想像力、批判力、それはアラブの漫画から学べることでもある。



この内容

- 有事七法案を検証する … 田巻 一彦
- 原子力空母の横須賀母港ノーの署名にご協力を … 呉東 正彦
(原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会)
- 私たちはイラク復興支援のために何をすればいいのか?
… 山中 悦子
- From Daily Updating POLITICAL CARTOONS
- 会計報告 (2004.4.19 ~ 6.4)

編集発行人●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員 (月額) 個人 1口 1000円 団体 1口 2000円 ●参加会員 (月額) 個人 1口 500円 団体 1口 1000円
●通信会員 (年額) 1口 3000円 (会費には本紙購読料が含まれます)

専守防衛を放棄し 「予防先制攻撃」へと進むのか

有事七法案を検証する —〔2〕米軍支援法案など

田巻 一彦

(ピースデポ副代表/キャッチピース運営委員)

1946年…

■吉田茂首相は、憲法制定議会で次のように答弁した。

質問者は共産党の野坂参三氏。

「野坂議員は国家正当防衛権による戦争は正当なり、とさらるるようであるが、私はかくのごときを認めることが有害であると思ふのであります。近年の戦争は多く国家防衛権の名において行われたことは顕著なる事実であります。ゆえに、正当防衛権を認めることがたまたま戦争を誘発するゆえんであると思ふのであります。」

そして、2004年…

■安部自民党幹事長は、アメリカで「憲法九条は時代錯誤」と講演した。

(7ページのコラムを参照)

5月20日、憲法空洞化の「仕上げ」とも呼ぶべき有事七法案が衆議院を通過した。

七法案の核心にあるのは「米軍支援法案」など三法案とACSA改定案である。前号でとりあげた「国民保護法案」が想定するような戦争ではない。「武力攻撃」の「おそれ」や「予測」という理由で米軍が国内で行う戦争である。

1. 「専守防衛」を放棄するのか？—米軍支援法など三法案とACSA改訂案

(1) 目的は米軍支援と自衛隊・自治体・市民の動員

■「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案」(米軍支援法案)

①自衛隊及び指定行政機関(各省庁)による物品・役務の提供:具体的には補給(武器の提供を除く)、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港も

しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務である。

②道路の工事:緊急に必要な場合には米軍は道路を工事出来る。事後連絡でよい。

③土地等の使用:土地や家屋が緊急

に必要な場合には日本政府が確保して提供する。損失は日本政府が補償。使用のために必要な立ち入り検査を拒んだ者には罰則が設けられる。

■「自衛隊法の一部を改正する法律案」(自衛隊法改正案)

⇒「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定を改訂する協定」(ACSA改訂案)にリンクする。

「米軍支援法案」で定めた物品・役

務の提供に関する細目を定める。武力攻撃事態において提供する物品には弾薬が含まれるが武器及び武器システムは除外される。

■武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(公共施設等利用法案)

武力攻撃事態等に際して、自衛隊と米軍に空港、港湾、道路、海域・空域、電波を優先利用させる。そのために、施設等の管理者の権限を大幅に制限する。管理者(例えば自治体の首長)が要請に応じない場合には内閣総理大臣が代わって権限を行使する。

(2) 「予測される事態」をテコに「専守防衛」から「予防先制攻撃」へ

■「武力攻撃事態法」も米軍支援法案など関連法案もすべて「武力攻撃が予測される事態」において発動される。「予測される事態」は「武力攻撃事態法」審議において「専守防衛」との関連で最もホットな論点であった。

■「1950年代に表明された政府見解「自衛権発動の三要件」は次のように言う。

①我が国に対する急迫不正の侵害があること。②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと。③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

■「武力攻撃事態法」における「武力攻撃事態」は、敵国軍の着上陸によって国内が戦場になるというシナリオを想定。「予測される事態」は、日本の武力行使と日米安保条約の発動の「時間軸と空間(地理)軸」を拡大するために盛り込まれた「仕掛け」だ。

■「着上陸による本土での戦争」を、本

気で考えている者はいない。その代わりに「武力攻撃事態法」にはじまる国会論議を支配しているのは、「朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)のミサイルの脅威」である。

■2002年5月20日、衆議院「武力攻撃への対処に関する特別委員会」での答弁を見てみよう。

「座して自滅を待つというのが憲法の趣旨とは考えられない。防御のためほかに手段がないと認められる限り、ミサイル基地をたたくことは法律的には自衛の範囲に含まれ、可能だと考える」(中谷防衛庁長官)

「相手が日本を攻撃する意図の明示があれば、ミサイルに燃料を注入するかその他の準備を始めれば着手と考えたいと思う」(福田官房長官)

■この論理は、2003年防衛白書において再確認され、政府見解として定着した。

(3) 当面は米軍の情報力と攻撃力に依存…盡く「攻撃力」への欲望

■この転換は当面は米軍の情報力と攻撃力に依存し、それと「相互に補完しあいながら」進む。1995年に米国防総省が発表した「日米安全保障関係に関する報告書」は、在日米軍と自衛隊は「一つの軍隊」だと言う：

「在日米軍と日本の自衛隊の構成は一部相互補完的に設計されている。米軍は戦力投射と攻撃能力を、自衛隊は日本領土及び1,000マイルのシーレーン防衛をそれぞれ分担している」。

「日本は自国軍の基盤を、米国式の装備、手順、訓練、維持及び兵站に基づいて形作ることによって、米軍の作戦行動に直接的に貢献している」。

■ミサイル防衛は、たしかにそれだけを見れば「専守防衛」の武器システムと呼べるかもしれない、しかし、ミサイル基地への先制攻撃と一体のものと運用されるとき、そこに出現するのは、「専守」でも「防衛」でもない攻撃的な防衛態勢である。「米軍支援法」の意図するところは、まさにそのようなものに日本の安全保障政策を「変態」させることだ。

■もとより、米国にとっての在日米軍は「日本にいる軍隊」以上の意味を持たない。それは、日付変更線からアフリカ東岸までを責任範囲とする「機動的な部隊」だ。だから、在日米軍がアフガンやイラクに出撃するのは米国にとって「あたりまえの」ことだった。

(4) 日本の安全保障を「憲法と国際法の支配」の下に引き戻す論戦を

■このように、有事七法案の最大の問題点は、日本の安全保障を憲法の平和主義と国際法の支配から限りなく遠ざける。イラク戦争で牙をむいた米国の「予防先制攻撃論」は、「専守防衛」に完全に反するものだ。それを日本は支持した。

■「米軍支援法」をはじめとする三つの法案は、「日米安保重視」の下で「専守防衛」から「予防先制攻撃」への「変態」を促進する法的仕組みだ。小泉首相は国会で「国連よりも日米安保の方が信頼できる」と表明した。

「しかし、日本の安全保障を確保するのに、国連とどうやって同盟関係を結ぶのでしょうか。国連軍が今あるのでしょうか。日本一国で日本の平和と安

全、独立を確保することはできるのでしょうか。国連と同盟を結ぶということは、国連の安保理事国全部が同意しないと、日本の安全、日本が危機に及んだときに支援の手を差し伸べないんです。その点をどう考えるのでしょうか」

「今、日本の安全を図るために、日本がいざ侵略された場合に、国連が日本を守ってくれるかという点、そうでもない。しかし、安全保障の問題については限られている。その他の分野では国連の役割はいろいろあります。戦争だけの紛争ではありません。病気の問題、貧困の問題、教育の問題、いろいろあります。しかし、日本の安全保障

を考えると、まず自国が侵略されないような日本の努力は必要だということは当然であります。同時に、日本一国だけでは日本の平和と安全保障できませんから日米安保条約を締結している。その日米安保条約にかわるために国連と同盟を結ぶことは現在の状況では無理ではないかということを行っているわけでありませぬ」。(1月27日衆議院予算委員会)

■国連憲章は、加盟国に「個別的・集団的自衛」の権利を認めている。その限りにおいては、首相の認識は間違っていない。しかし、問わなければならないのは、どのような「日米安保なのか」ということだ。日米安保条約ですら、その前文で、「国連憲章の目的及び原則に対する信念」を唄い、安保条約の下で行使する自衛権はと国連憲章によって与えられたものだとして謳っている。首相が「日米安保が大事」といって支持したイラク攻撃は、国連憲章に明白に違反している。戦争支持は安保条約違反だ。

■「敵国がミサイル攻撃に着手した段階で基地を攻撃することができる」という論理は、あるいは国連憲章が個別的な武力行使を認める「差し迫った脅威」に合

致するという議論が起こりうる。国連の専守防衛論は日本より不徹底なものなのだから。湾岸戦争やアフガン報復戦争のを承認するような。

■日本の専守防衛は国連憲章をより徹底したもの。「ミサイル基地への予防攻撃」はこれに対する違反である。「防衛計画の大綱」の見直し作業が始まっている。新しい大綱からは「専守防衛」の言葉は消えるかもしれない。

「専守防衛とは、相手から攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の態様も自衛のための必要最小限のものに限られるなど、憲法にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいうもの」(「防衛計画の大綱」95年)。

■今国会審議の歴史的使命は、「平和主義と専守防衛の衣をまとった予防先制攻撃の妖怪」の登場を阻止することにある。これはバーゲニングしてはならない原則である。

■米国防総省の助言機関「国防科学委員会」「国家指導者殺害による体制転覆」のための攻撃能力強化を最優先課題としてあげている。米国はもうそこまで行っている。

おわりに

—それでも、ミサイルが飛んできたらどうする？

ミサイルが発射されたら10分後には日本に届く。ただただ逃げるしかない。どこへ？ わからない。打ち落とすのなど不可能。ミサイル防衛は、ミサイル競争を激化させるだけだ。ロシアは、「ミサイル防衛」をかいくぐるミサイルを開発したと喜んでいる。

—だから、「ミサイル攻撃に着手した時に先制攻撃」するのは？

日本が攻撃力を持つことが、潜在的な「敵国」を威嚇し、日本攻撃のための軍事力（ミサイル能力）の強化に走らせる。

— だったら、どうしたらいい？

ミサイルが発射されないような東北アジアをめざすビジョンを描こう。ここ（現実）から出発して、**1946年**に立ち戻る長い道のりを歩きはじめよう。

○日米安保ではなく、国連や地域機構中心の東アジア地域安全保障の枠組みを
— 国連改革のために汗を流そう。

○国連改革＝常任理事国の特権を廃止し総会の復権を。

○核の傘ではなく、東北アジア非核地帯条約を

○専守防衛・武力先制不使用を宣言し、地域取り決めにしよう

○専守防衛・国民保護をキーワードにした自衛隊の再編縮小を

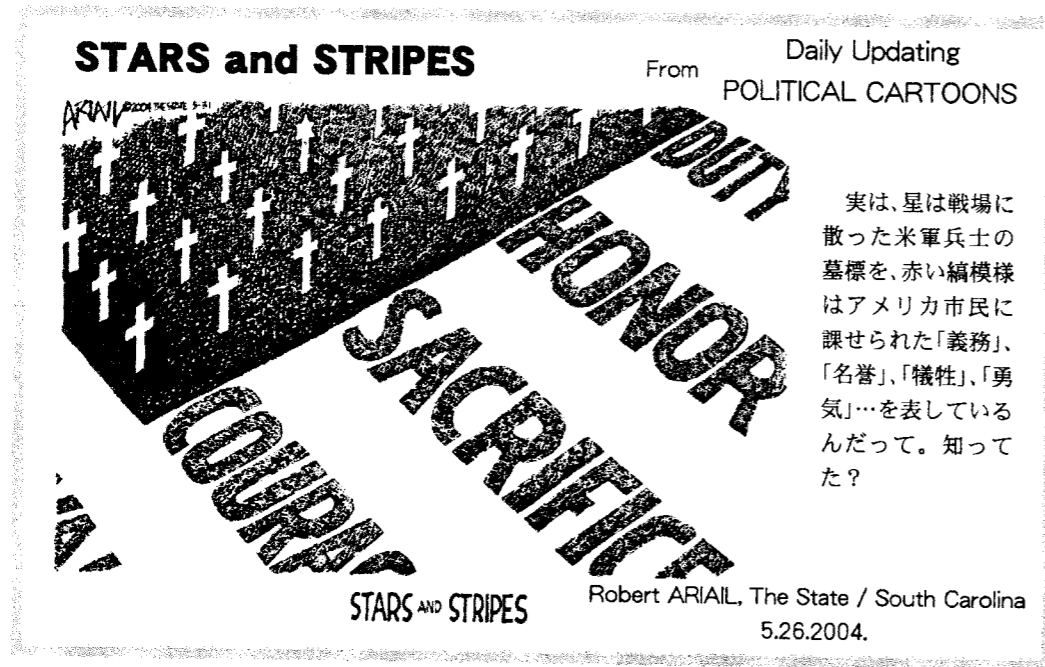
○ミサイル防衛ではなく、地域のミサイル制限合意を

○在日米軍の「非専守防衛的部隊」の撤退を

— 有事法案はどうする？

問題は、日本がどのようにして安全保障を確保するのかという「戦略と政策」の問題。この議論を抜きにした「法案の是非」をめぐる議論はナンセンス。数を頼って、法案は成立するだろう。しかし、それに負けない、「憲法の平和主義に則った＜安全保障戦略＞と具体的な＜プロセス＞を提起し、国民的議論を継続していきたいものだ。

（たまき かずひこ）



憲法は敗戦のトラウマ

九条は時代錯誤の最たるもの

安部幹事長が米国NGOで講演（抜粋）

4月29日（日本時間30日）、安部晋三自民党幹事長は、米国の保守系シンクタンクAmerican Enterprise Institute（AEI）で講演し、憲法を「敗戦のトラウマの産物」であり「国中をマインドコントロールしてきた」と批判、集団的自衛権を主眼とする憲法改正の意思を明らかにした。ここでは、AEIのウェブページに掲載された講演録から、重要部分を抜粋して紹介する。憲法記念日を狙ううちしたかのように与党の最高責任者からなされたこの挑戦的言辭。しかし、これは彼らこそが「日米同盟がなければ日本の安全は守れない」というマインドコントロールの虜囚であることの告白に他ならない。（訳：田巻一彦）

◆小泉首相の自衛隊イラク派遣の決定は、真に歴史的な決定でありました。この決定は、国の長期的な将来にとってもっとも力強い決定であったと信じています。連帯と信頼を伴わない同盟関係は、紙切れにすぎません。小泉首相の決定は、日米同盟が紙切れではなく日米安保条約によって裏打ちされた括弧とたる結びつきであることを明らかにしました。

◆日米同盟は、今のような姿で持続することは不可能です。より双務的なものへと変えていく必要があります。なぜなら、高水準の双務的責任の達成して始めて、日本が米国と対等の立場になることが許されるのですから。では、日米安保条約の双務性を向上させて、より持続可能なものにするためには、何が求められているのでしょうか。私の信じるところでは、この問いに対する答えは、集団自衛権の行使と密接に関連します。個別的・集団的自衛権は固有の権利であることは、国連憲章第51条が明示するところです。

◆昨年11月の総選挙の結果は、現行憲法擁護派の明確な敗北でありました。この結果、憲法改正は初めて現実的政治課題と論じられるようになりました。おそらくは敗戦のトラウマのゆえに、戦後、憲法は不磨

の大典のごとく奉られました。この風土の中で、憲法はいかなる形であれ、手を触れることもできないと見なされてきました。ある意味では、国中が「マインドコントロール」されてきたとあってよいでしょう。このような状態にはっきりと決別すべきであると私は確信します。

◆日本の憲法は、世界でもっとも古くさく、改められずにされたものになっています。私は、政治家としての経歴において一貫して憲法改正を主張してきました。

◆（現行憲法が占領軍のニューディール派によって押し付けられたものであることに加えて）、憲法には、起草から50年以上を経て、現代の環境に合致しない点が多々あります。このようなアナクロニズムの典型的な例が第九条です。この憲法によっては国家の安全を守ることはできないのは、もはや明白です。九条だけではありません。憲法には時代の要請にそぐわない条項がまだ他にもあります。

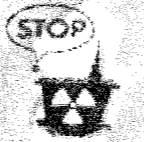
◆憲法改正によって、日本は国家の骨組みを確固たるものにし、新しい政治システムを構築することができます。これをなしとげれば、日本は必ずや今日直面する多くの社会的、経済的課題を克服し、一層の飛躍をなしとげることができるかと確信します。

（安部晋三・4月29日・American Enterprise Instituteにて）

**米海軍
横須賀基地**

は

署名運動



米国外で唯一の空母の母港となっており、現在横須賀を母港としている通常型空母キティホークが2008年に退役する時点で、原子力空母が横須賀を母港化する計画が、日米間で、密かに協議されています。原子力空母の母港とは、横須賀基地内に、原子炉を修理する工場が作られることを意味し、修理作業中の放射能汚染や被曝、修理の前後における大型原子炉事故の発生、さらに航海中に故障した危険な原子炉が横須賀で修理される可能性等、放射能事故、原子炉事故の危険性を格段に増加させます。そして一旦横須賀で原子炉事故が起これば、死の灰が三千万人もが住む首都圏に降下して、何万人もの人が死傷する危険に、21世紀中曝されることとなります。



2002年12月に、原子力空母母港のための第一歩の工事であると推測される、空母の使用してきた横須賀基地の12号バースについて、日本政府の思いやり予算による延長整備工事の許可を求める港湾法37条による協議申請が、防衛施設庁から港湾管理者である横須賀市長に出されました。これに対し原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会からは、重金属汚染の拡散のおそれと原子力空母母港の危険性を指摘して、横須賀市に許可しないよう強く求めましたが、横須賀市は着工までに環境保全計画を提出するという条件で、2003年1月6日に許可をしまいました。(その一週間後に読売新聞に、原子力空母の横須賀母港を日本政府が了承という観測記事が出されたことは、まさに両者の密接な関連性を裏付けています。)

原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会は、この危険な計画をストップするために98年11月に設立され、横須賀市長への署名を集め、2001年5月に約七万名を超える署名を集め横須賀市長に提出しました。しかし

その後、同年4月には、市民の会らが集めた、12号バース延長と原子力空母母港化を認めない署名が、横須賀市長に提出され、5月に、原子力空母カールビンソンが、原子力空母として六年ぶりの横須賀寄港をしました

原子力空母の横須賀母港ノー署名にご協力を！

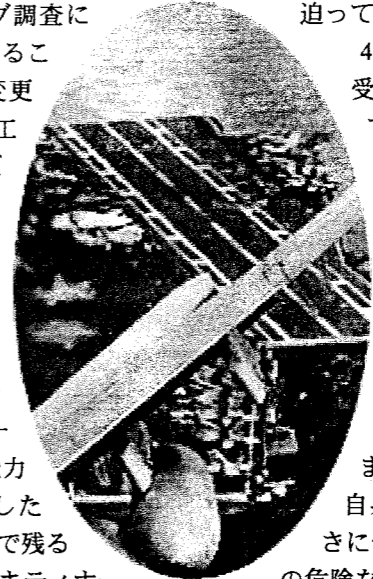
原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会
呉東正彦

が、横須賀市は原子力艦船事故についての日本国民の懸念を想起されたいとする申入れをしました。防衛施設庁は横須賀市に環境保全計画を提出し、市民の会らのその不十分性を指摘する声にもかかわらず、横須賀市は6月13日に、工事着工を承認してしまいました。しかしその後のボーリング調査によって海底地形が複雑であることが判明した結果の設計変更によって、実際の工事着工は、11月4日までずれ込んだが、現在着々と工事は進められています。

そして今年の3月31日、ファergo米太平洋軍司令官は、米議会下院軍事委員会の公聴会で、2008年退役予定の通常型空母キティホークの交代艦として、「最も能力の高い空母の1つを配備したい。」と述べ、2008年の時点で残る通常型空母ケネディーは、キティホークと同様の老朽艦であるため、残る十隻の原子力空母のいずれかを配備するという意向とともに、日本政府と協議をしていくと表明しました。

三千万人もが住む首都圏の入口の横須賀に原発よりも危険な施設ができるのをストップできるかは、何よりも私達が、どれだけ反対の運動、世論を盛り上げ、横須賀市長、神奈川県知事、日本政府が、原子力空母母港ノー

の意思表示をするかにかかっています。そこで、市民の会ではこの4月より、新たな第二次署名をスタートしました。第一次よりもより多くより広範な人達の署名を集め、何としてもこの危険な原子力空母の母港ストップを、横須賀市長、神奈川県知事、日本政府に迫っていきたいと思います。



4月26日には、これらの動きを受けて、今までこの問題についてコメントする立場にないと言ってきた、沢田横須賀市長が、とうとう自ら外務省を訪れ、「キティホーク退役後も、いかなる措置を講じてでも、通常型空母を配備すべきである。」との要請文を渡し初めて原子力空母の配備をすべきではないとの意思表示をしました。この意思表示は、市長自身の危機感の現れでもあり、まさに今私達市民そして全国民が、この危険な原子力空母の横須賀母港計画に対して、一丸となって、はっきりとノーの意思表示をしていくことが、何としても必要となっています。

是非みなさん、『原子力空母市民の会』の会員にもなって頂き、署名活動にご協力下さい。下記事務局にご連絡頂ければ、入会用紙、会の活動の資料、サブレット、ビデオ、署名用紙をお送りいたします。よろしくお願いたします。

〒258-0002
横須賀市大瀬町1-28 清水ビル3階 呉東・小林法律事務所内
原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会
電話 046-827-2713 FAX 827-2731
Eメールアドレス cvn@pasopi.co.jp

イラクの復興支援のために

何をすればいいのか？

山中 悦子(キャッチピース・編集部)

自衛隊以外の選択肢を去る5月16日、横浜市開港記念会館で「すべての基地にNo!を ファイト神奈川」主催でイラク復興支援を考える集会在開かれた。スピーカーはイラク情勢に詳しいジャーナリストの綿井健陽さん(アジアプレス・インターナショナル)とNGOの熊岡路矢さん(日本国際ボランティアセンター代表)、そして神奈川の平和運動の立場から新倉裕史さん(非核市民宣言運動ヨコスカ)の三人。コーディネーターは山中悦子(キャッチピース・編集部)がとめた。約100名の参加者からは多くの質問が出されたが、特にNGOの熊岡さんに対するものが目立ち、イラクの復興支援に自衛隊以外の選択肢を模索する市民の真剣な姿が明かになった。それにしても、復興支援の前提となる「停戦」はいつ実現するのか、イラク情勢はますます混迷を深めるばかりである。

「大変なことになっています」

「大変なことになっています」—東京での集会との掛け持ちで一時間遅れで到着した綿井さんは、着席と同時に開口一番こう切り出した。綿井さんは、サマーワの治安情勢のことを危惧すると同時に、サマーワに日本人ジャーナリストがいないことの重大さをこう表現したのだった。前々日にサマーワではオランダ軍と民兵との銃撃戦があった。10日にはオランダ軍には死傷者が出ていたし、4月末には自衛隊宿営地の近くに迫撃弾が撃ち込まれていた。イラク特措法の前提である「戦

闘地域ではない」状況に変化が生じたことは誰の目にもあきらかであった。しかし、そういえばこの状況に関する報道は極端に少なかった。メディアで大騒ぎをすれば、小さな出来事も大きな出来事となる。一方重要な大事件でも報道量が少なければ人々の注意を引くことはない。戦時下に「メディア」が果たす役割について、綿井さんの発言は最初から核心をついたものとなっていた。

人質事件の影響もあり4月半ば、サマーワから報道関係者は全員自衛隊輸送機

C130に乗ってイラクを離れた。NHKはニュースのたびに記者がバクダッドの市街地を背景にしてレポートをしているが、綿井氏によれば彼らはホテルから出ない、つまり現場取材をせずにレポートをしているのだという。現場取材はイラク人スタッフか通訳が行なっているのだそうだ。報道されなければ何が起きても問題にならない。だから「大変なことになっている」と綿井さんは述べた。しかし実は自衛隊には報道されるようなことは何も起きていない。自衛隊員はことが起こり得る場所、つまり宿営地の外には出ていないのだ。給水活動も自衛隊員の仕事は宿営地内でタンクローリーが満水になるのを監督することだけだという。あとはイラク人が市民のところを運んでいる。自衛隊員にも、会社の責任が問われる報道各社に所属するジャーナリストにも「被害者」が出ないことが最大の目的となっているのが「自衛隊によるイラクへの人道復興支援(自衛隊のイラク駐留)」の真の姿なのである。ということで自衛隊員の日々は黙々



と行なわれる宿営地の整備作業となっている。自衛隊の復興支援に対するイラクの人々の思いは千差万別であるという。日本においても政府の意思表示と国民のそれは必ずしも同じではなく、世論調査の結果も自分の思いとかけ離れていると感じることは多い。だからこそ多面的な取材による報道が私たちの判断には必要なのである。残念ながら今はイラクの実態を知る機会が減少する一方である。綿井さんたちフリーランスのジャーナリストの仕事の重要性を参加者はあらためて認識した。イラクの暑さに日焼けした綿井さんからは、イラクの人道復興支援が「自衛隊でなければならない」と語られることは最後までなかった。綿井さんは「イラク内外で次の事件が起きる前に、今こそ自衛隊派撤退の準備にはいるべき」と何度も繰り返した。復興支援の本来の担い手であるNGOや、ありのままの真実を報道するジャーナリストの活動を阻害するのが自衛隊に他ならないと指摘した。

「人道支援」とは

熊岡さんが代表をつとめる日本国際ボランティアセンター(JVC)は、1980年インドシナ難民キャンプでの支援活動から生まれたNGOである。難民支援から復興・開発支援へと活動展開して、今では日本政府のODA政策に対するアドボカシー(提言活動)においても日本有数の

NGOとなった。このJVCのイラク支援は湾岸戦争時から始まっていた。ただメソポタミア五千年の歴史を持つイラクは途上国ではなかった。経済的には石油で豊かであり、インテリ中間層が多い国だった。女子も35%が高等教育を受け、社会進出はすすんでいて、アメリカがイラク

攻撃の正当性を主張する際述べていたアルカイダと関わりが否定される状況にあった。JVCはほどなくイラク支援を中止してパレスチナ難民支援を始め



た。しかし2001年、JVCは国連経済制裁下のイラクへの支援を再開し、今日に至った。4月、まさに人質事件が起きる直前までスタッフは情勢悪化のイラクに留まって病院などへの支援を続けていた。人質事件後、社会の「自己責任論」なる声の高まり

はJVCにも及び、事務所にはNGOを批判するファックス、メールが30通以上届いたという。熊岡さん自身この間何度もイラクへ入り、またイラクで活動するNGOの国際ネットワークの一員として現地と関わってきた。理路整然とNGOの成り立ちから活動展開を説明し、その上でイラク問題

を語る言葉は重く、参加者の心に届いた。人道支援のプロは自衛隊派遣を完全に否定。自衛隊は軍隊であり人道支援に対する専門性に欠けること、自衛隊は国益・日本の立場を反映するものであり、中立の立場で人々を支援できないことを理由にあげた。人道支援は簡単なようで簡単ではない。時間をかけて現地の人々の信頼を得て実施するものである。それゆえもともと自衛隊がその任にあたるのは無理があると強調した。

では、復興支援はすべてNGOに任せればいいのか、結局その問いに対する答を見つけることは誰にとってもむずかしいことであった。ただ、参加者からの質問にあった「NGO (JVC) はなぜイラクなのか、他の国のことは放っておくのか。日本にだってホームレスもいる。」に対する熊岡さんの答は明快であった。気がつい



た人がやれるだけのことをするのだと答えた。NGOは万能ではない。けれど現実にはNGOだから出来ることのあるのだ。

新倉さんからは自衛官・家族アンケートの実施などを通して自衛官と意思疎通をはかろうと努力する神奈川の活動紹介があった。自衛官を含めた日本社会にとって、自衛隊によるイラク復興支援がどのような意味を持つのかを考え、自衛隊以外の選択肢を個々にあらためて模索すること、そして一日も早く自衛隊撤退

を実現させることを確認をして会を閉じた。

※5月28日イラクでフリーのジャーナリスト二名が襲撃され死亡した。朝日新聞には兩名と面識があるという綿井さんのコメントが掲載された。綿井さんは親に《自分にその時がきたら「残念です」と言うよう》に言っているという。

(やまなか えつこ)

イラク人の、イラク人による…雇われ政権？

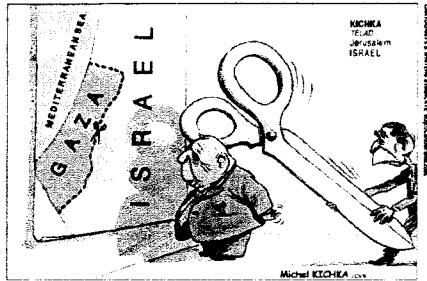


Patrick CHAPPATTE

International Herald Tribune 5.25.2004

泥沼化するイラク情勢、はたして六月の政権移譲はうまくいくのか？ 疑問の声が高まる中で、アメリカは「イラク人の、イラク人による、イラク人のための」政権樹立に今や必死(?)だ。が、「アメリカの傀儡」を標的にするテロを覚悟で、敢えて「火中の栗」を拾うのはいったい誰か。獄中のサダムがデモクラチックに変身し、アメリカの求人に応募して「民主的な独裁者」として復権するなんてこともあるかも…。

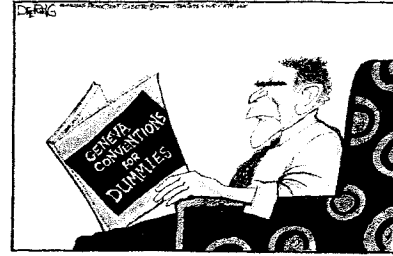
パレスチナ人の土地ガザを狙うシャロンに巨大な鉄を渡すブッシュー さあ、これで一気にぱっさりと…。



Michel KICHKA TELA / Jerusalem, ISRAEL

John DEERING

DIMOCRATIC GAZETTE / Arkansas, US



「傀儡向けジュネーブ協定」を真剣に読むブッシュー「ふむ、ふむ」

PALESTINE & IRAQ

編集室から

●皆さんにあやまります。長い間、間違えたままでした。それも、ある方からご指摘をいただき、わかりました。間違えていたのは、このあとがきのページに記載した郵便振替番号です。

●正しくは「00160-7-136148」。つまり「7」が抜けていました。ある時期からは郵便の封筒の記載も間違えておりました。これによってご迷惑をおかけしたことが多々あるのではと思います。この紙面を借り、お詫びいたします。

●新編集の第2号はいかがでしょうか。実は、編集は(み)ですが、実際の作業やデザインは助っ人の(う)がやっています。



会計報告 (04.4.19 ~ 04.6.04)

【収入】

| | |
|--------------|---------|
| 1 先月からの繰越 | 672,087 |
| 2 当期の収入 | 14,000 |
| (1)会費収入 | |
| ①維持団体 | 0 |
| ②維持個人 | 0 |
| ③参加団体 | 0 |
| ④参加個人 | 6,000 |
| ⑤通信会員 | 8,000 |
| (2)カンパ収入 | 0 |
| (3)運動収入 | 0 |
| (4)預金利子、資料収入 | 0 |

【支出】

| | |
|-------------|--------|
| 1 当期の支出 | 61,429 |
| (1)郵送費 | 33,896 |
| (2)文具・備品 | 18,643 |
| (3)振り込み手数料等 | 70 |
| (4)分担金 | 0 |
| (5)雑費 | 8,820 |

【残高】

| | |
|-------|---------|
| 次月へ繰越 | 624,658 |
|-------|---------|

月刊「キャッチピース」発行●脱軍事ネットワーク・キャッチピース 編集●キャッチピース編集委員会
連絡先●232-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方 電話・fax●045-531-1341 tamaki@pw.catv.ne.jp
郵便振替口座●00160-7-136148 「キャッチピース」 定価●100円 (通信会員年間3,000円)